



# 原告団 NEWS 略称：宗教者核燃裁判

2025年11月1日発行

No.12

## 宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判

発行人：中嶋哲演・内藤新吾（宗教者核燃裁判原告団共同代表）

事務局：〒112-0002 東京都文京区小石川3-4-14 見樹院内

宗教者核燃裁判原告団 東京事務所 電話：03-3812-3711（大河内秀人）

公式サイト <https://www.kakunensaiban.tokyo> メール shukyokakunen@gmail.com

宗教者核燃裁判

### 第8回 口頭弁論に行ってきました！

宗教者核燃裁判 原告 / 日本基督教団牧師 岡田仁

2025年9月18日（木）、東京地方裁判所412号法廷にて第8回口頭弁論が行われた。開廷に先立ち、13時30分より東京地裁正門前にて門前集会が開催され、仏教者・キリスト者を含む原告、支援者、国会議員など約40名が参加した。参加者はそれぞれの立場から再処理工場の問題について意見を共有し、樋口英明元裁判官は、核技術の未熟さにもかかわらず再処理工場を稼働させようとする原子力行政の愚かさを指摘し、「全力で止めるべきだ」と強く訴えた。

14時30分に開廷。冒頭では、原告の松岡由香子牧師がキリスト者としての責務から意見陳述を行った。彼女は、再処理工場が平常運転時でさえ原発1基分の放射能を1日で放出する危険性を持つこと、事故が発生した場合には全国の原発から集められた使用済み核燃料と高レベル放射性廃液によって北半球全体に放射能が拡散する可能性があることを指摘した。また、福島第一原発事故後に南相馬市で確認された巨大化した三つ葉のクローバーや異常なタンポポなどの植物の事例を報告し、これらが放射能による生物への影響を示すものであると主張した。倫理的・宗教的観点からは、放射能が色も匂いもなく、生物が危険を察知して避けることが極めて困難であること、人間が神のように自然界に存在しない放射性元素を作り出すことは「人間の罪」であり、想像を超える害をもたらすと訴えた。核のゴミは未来世代への負の遺産であり、倫理的に許されるものではないとして、「命をつなぐ権利」を守るためにも再処理工場の運転は差し止められるべきであると強調した。

裁判官の交代に伴い、弁論の更新手続きが行われた。争点としては、再処理工場の事故の重大性と耐震性の不十分さが挙げられ、特に基準地震動の策定方法とその科学的合理性が中心的な論点となった。原告側は意見陳述とプレゼンテーションにより主張の要点を説明し、被告側はこれまでの主張概要を述べた。

原告側の北村弁護士は、原発等の過酷事故が広範囲にわたる人格権侵害をもたらすことから、施設には高度な安全性が求められ、それは地震大国である日本においては高度な耐震性を意味すると主張した。本件再処理工場は耐震性が低く、それを正当化できる科学的根拠も存在



しないため、運転は許されないと述べた。

基準地震動については、将来起こりうる最大級の地震動を敷地ごとに予測する「強震動学」が未成熟な学問であり、それに依拠した規制基準は不合理であると指摘。再処理工場で設定された基準地震動は観測記録と比較して著しく低水準であり、強い地震動に備えているとは言えない。2005年から2024年の能登半島地震まで、6つの原発で基準地震動を超える地震が実際に観測されており、電力会社が設定してきた基準地震動に信頼性がないことが示されている。

さらに、被告が東北地方太平洋沖地震（M9.0）をモデルにしたプレート間地震の想定において、震源から93kmの再処理工場での揺れは最大でも236ガルに留まるとしているが、実際には震源から328kmも離れた地点で239ガルが観測されており、被告の想定は観測記録と比較して極めて不合理であると指摘された。

北村弁護士は、事故の重大性と耐震補強の不可能についても言及した。再処理工場の事故は、高レベル放射性廃液の蒸発乾固や爆発を伴い、原発事故よりもはるかに深刻な事態を引き起こす可能性がある（旧西ドイツのシミュレーションでは死者3000万人）。一度稼働し高レベル放射性物質で汚染された「レッドセル」と呼ばれる区画は、人が近づけないため、現実的な耐震補強工事は不可能、または著しく困難である。したがって、計算上の基準地震動を引き上げても、実際の耐震安全性は確保されておらず、運転は直ちに差し止められるべきであると述べた。

原告側は証拠として高143号証から166号証までを提出し、証拠説明書13の高154号証については「目次」

の文言を削除する修正を申し出た。

続いて被告側は、原子燃料サイクルの確立が日本の基本方針であり、再処理工場はその中核を担う施設であると主張した。福島第一原発事故を踏まえた新規制基準に適合しており、安全性は確保されているとし、深層防護の考え方を取り入れ、地震等の外部事象や内部事象に対して安全機能が損なわれないよう対策を講じていると述べた。重大事故や大規模な自然災害への備えも講じているとした。

また、基準地震動策定の合理性について原告への反論がなされ、原告の主張は地表付近で観測された記録と、地下深くの硬い岩盤（解放基盤表面）で策定される基準地震動を単純に比較している点が誤っているとした。地震波は硬い地盤から柔らかい地盤へ伝わる際に増幅するため、地表の揺れが大きくなるのは当然であり、地域性の異なる地点の観測記録を用いた比較は不適切であると述べた。耐震性の評価は最大加速度のみで論じるのではなく、揺れの周期特性などを含めた応答スペクトルを用いて総合的に評価すべきであると主張した。

基準地震動は、プレート間地震、海洋プレート内地震、内陸地殻内地震のそれについて検討用地震を選定し、最新の科学的知見に基づいて不確かさを考慮した上で保守的に策定されている。原子力規制委員会もこの評価を妥当と判断しており、原告が検討すべきと主張する地震については、地域性が異なる等の理由から検討用地震から除外した判断は合理的であると述べた。

なお、当日は法廷内において大規模地震を想定した防災訓練が実施され、複数回にわたり訓練放送による審理の中斷があった。そのため、一部の発言については十分に聞き取ることができなかつた可能性があることを、あらかじめご了解いただきたい。

被告側の弁論を傍聴しながら、報告者は、神（天）を畏れぬ人間の愚かさと傲慢さに思いを馳せた。計算と想定に基づく安全対策が語られる一方で、自然の力や技術の限界に対する真摯なまなざしは、そこに見えなかつた。むのたけじ氏の言葉が胸に響く。

むのたけじ氏は、過去の過ちを悔い改めず、その教訓から学びを拒むならば、歴史は執念深く同じ過ちを繰り返すことになると、一貫して訴え続けました。

私たちは、その警鐘をただ聞き流すのではなく、静かに、しかし確かに、心に刻まねばならない。未来に向けて、責任ある選択を重ねていくこと。それこそが、今を生きる私たちに託された使命なのだろう。

▶意見陳述した松岡由香子さん



## 裁判報告集会 原告団共同代表 内藤新吾

今回の口頭弁論期日は午後2時半からで、その後に記者会見と、今回もお借りした聖公会さんのアンデレホールへ移動して、報告集会が始められたのは16時45分でした。しかし、秋の夕暮れの迫るなか、コンパクトながらも非常に充実した報告集会となりました。

まず、最近出版されたばかりの、樋口英明さんと井戸謙一さんによる近著『司法が原発を止める』（旬報社）がすばらしい内容ですので、原告・支援者の方々でも殆どの方がまだ読まれていないでしょうし、ぜひ知っていただきたく、この本についての学習会を短く持ちました。この本は著者お二人の対談が収録されたもので2025年6月の発行です（1600円+税）。

ご存知のように、このお二人は、殆ど接点がなかったのにそれぞれ確信をもって原子力発電所の運転差し止め判決を出された裁判長さんです。井戸さんは2006年3月、金沢地裁裁判長として北陸電力志賀原子力発電所2号機の運転差し止め判決を、樋口さんは2014年5月、福井地裁裁判長として関西電力大飯原子力発電所3、4号機の運転差し止め判決を言い渡しました。この本は、お二人が後輩の各地の裁判長たちへの熱い期待も込められたものもあるでしょうし、また、私たちにとっても、今後の原発問題の判決が生半可なものとなっては市民も決して許さないぞという、その根拠を示しているものであるだけに、ぜひとも裁判関係の皆さんに知っておいていただきたいと願ったものです。

報告集会の最初に、傍聴に来られた原告の中から、キリスト教信徒である目黒昭彦さん（埼玉県）と、仏教僧侶である岡田隆法さん（東京都）から、一言ずつ、この本や同じく近著の『原発と司法』（岩波ブックレット／樋口さん著）からも感想を述べてもらいました。字数もありここではそれらは紹介できませんが、経済性ではなく命の視点に立つ裁判官は私たちの宝だなどということを改めて思わされました。

また、お二人の元裁判長からは、「この本を後輩に贈ったが、反応のあったのは1割位だった」ことや、「裁判というのは、考えることが仕事なのに、殆どの者が考えない」との言葉も出ましたが、「でも、考えれば、客観的には負けるわけがない」との強い言葉で、会場に集った一同が勇気を受けました。

私たちは、裁判所が「規制委員会が審査をしたのだから大丈夫なのだろう」などという安易な判断に司法が逃げないよう、しっかりと考え方をさせる、わかりやすい材料を提供していくことが、一つには大事なことなのだと思います。その意味でも、樋口理論はやはりこの裁判の大きな柱の一つです。

また、この本の中で原発問題の裁判で度々用いられる

伊方最高裁判決について、伊方最高裁判決には大きく分けて前段と後段で構成されており、前段では「裁判所は規制基準の内容が合理的かどうかを判断しなさい」とあり、そして後段に「裁判所は規制基準の適用に大きな間違いがあったかどうかを判断しなさい」と書いてあるのに、しかし、殆どの裁判官は後段だけを讀んでいるとのズバリの指摘がされています。

私たちは、現在の規制基準の内容がちょっと調べれば誰でもわかるほど甘すぎる基準になっていますので、裁判官は伊方最高裁判決の前段の判断をきちんとしないということを、しっかり迫るべきだろうと思います。

さらに、この裁判のもう一つの大きな柱として、「いのちを繋ぐ権利」についても、やはりこれは宗教者・信仰者たちが声を大にして、弁護士の先生のプレゼンだけではなく、自分たち自身の言葉として、裁判の中で、具体的には口頭弁論期日の原告による意見陳述を通して（準備書面提出と当日の朗読）、しっかりと述べていかなければならぬことだと思います。思いを込めた言葉は、生きているのです。それを裁判官たちにぶつけましょう。今回、報告集会の中で、上記の本の学習会のあと、前にも発題をいただいている池田弁護士からも、次かその次の口頭弁論期日にてプレゼンをいただく、さらに追加の、非常に力強い、私たち宗教者も非常に共感を覚える準備書面を準備していただき、それについても少し、前紹介のようにして語っていただく時も持てました。このことも、とてもよかったです。皆さんぜひ、次またその次の口頭弁論期日に、足を運んでください。

今度また新しく裁判長が交代しましたので、上に述べた権利理論については今回も、北村弁護士により、誰にでもわかりやすい概要まとめのプレゼンを、裁判官たちにしていただきました。そして、原告意見陳述も松岡由香子さんから、これ以上地球と共に生きるすべてのいのちたちが傷つけられることがないように、との祈りが切々と訴えられ、とても感動的でした。毎回の原告意見陳述者を、事務局よりどなたかにお声かけさせてもらっていますが、どうぞ皆さんこれからもお引き受けをよろしくお願ひいたします。

## 東京キャラバン & 学習会 開催！

2026年1月21日(水)1時半～4時半  
カトリック幼きイエス会ニコラ・バレ9階ホール  
第1部：宗教者核燃裁判とは…?  
第2部：パレスチナ学習会「いのちと平和を求めて」  
講 師：ダニー・ネフェセタイさん、藤田進さん

■詳細は↓下記サイトからもご確認ください

宗教者核燃裁判の「公式サイト」はスマホで  
アクセス可能。右のQRコードからどうぞ！  
常時更新しています。最新情報はここから。



▲裁判前にはこの裁判を支えてくれる支援者と原告が集う

## 弁護団からの裁判報告 **弁護士 北村賢二郎**

### 1. 期日の概要

2025年9月18日の口頭弁論期日では、双方主張は概ね出た状況にあり、今後は証人尋問を視野に進んでいくことが確認されました。原告側は3つの準備書面を提出し以下のとおり、①地震予測の不確実性ゆえに、科学的に安全を確保できない再処理工場施設を稼働させることは許されないこと、②再処理工場の事故は原発以上に甚大であるため高度の安全性（耐震性）が求められるが、再処理工場には固有の運転の難しさがあり、かつ、レッドセルのために耐震補強も難しいという問題があること、③再処理工場の運転は次世代への命をつなぐ権利の侵害であり、倫理的にも法的にも許されないことを主張しました。

### 2. 準備書面 24（地震予測の不確実性と

#### 基準地震動の不合理性）

本訴訟は六ヶ所再処理工場の運転差止めに関し、原発の規制基準の合理性とその適用の合理性を問うものです。原発等の過酷事故が広範な人格権侵害をもたらすため高度の安全性・高度の耐震性が必要です。

強震動学は敷地ごとの最強地震動を精度高く予測できる段階に至っておらず、基準地震動は過去の地震観測記録と整合せず低水準に設定されています。日本原燃が想定するプレート間地震の地震動も地震観測記録と乖離し不合理です。

以上のとおり、再処理工場の耐震性は低く運転を許可すべきではありません。

### 3. 準備書面 25（再処理工場事故の重大性、

#### レッドセル問題と耐震性不足）

再処理工場の運転は、放射線を放つ核分裂生成物や猛毒のプルトニウムを扱うため、人が直接操作することができず、臨界・腐食・火災・爆発など多様な危険を伴います。特に高レベル放射性廃液の蒸発乾固・爆発・溶融事故は極めて深刻であり、西ドイツの調査では、爆発時に3000万人が死亡する可能性が指摘されています。

こうした重大事故を引き起こす最大の要因は地震であり複数の事故が同時に発生する危険があります。しかし、再処理工場の基準地震動が過去に複数回に引き上げられ

てきたことが示すとおり、地震予測に限界があります。

さらに、工場内部には高放射線で人が立ち入れない「レッドセル」が多数存在し、耐震補強工事は不可能または極めて困難です。

このように、再処理工場の耐震安全性が確保されているとは到底認められず、700 ガル程度の地震で重大事故が同時発生し、原発事故を上回る規模で放射性物質が大量に放出されるおそれがあります。

以上の理由から、本件再処理工場の運転は直ちに差し止めるべきです。

#### 4. 準備書面 26 原告意見陳述

琵琶湖畔在住のキリスト教牧師である原告松岡由香子さんの意見陳述です。

再処理工場は通常運転でも大量の放射能を放出し、事故時は全国の使用済燃料と高レベル廃液により甚大な汚

染を招くおそれがあります。松岡さんは福島第一原発事故後に南相馬で植物の異常を目視し国内外の研究が長期的な放射線の影響を示していることにも言及しました。

最後に、松岡さんは、個人の命を超えて持続可能な社会を次の世代に継承していくことで自らの幸福を追求する「命をつなぐ権利」を守るためにも、再処理工場の運転を差し止めるよう強く訴えました。

## 第9回口頭弁論期日決定!!

2026年2月19日(木)午後2時30分

いつものように地裁前集会を午後1時30分に開催。可能な方は法衣やガウンでご参集ください。報告会会場と時刻の詳細なご案内は公式サイトやメルマガ、ハガキでお知らせします。

### ■リレー隨想「原告の思い」■⑥

1986年は牧師になったばかりの私が妻と生後4か月の娘と共に青森県の日本基督教団七戸教会に赴任した年です。そしてそれは切尔ノブイリ原発事故の数日後でした。実のところそれまで原発の問題を含め、社会問題にあまり関心を向けてこなかった私も、娘の健康と将来を思うと、この衝撃的で恐ろしい報道にくぎ付けにならざるを得ませんでした。

折も折、その頃の青森県は核燃料サイクル三施設の受け入れ協定が成立してしまい、その是非をめぐって県民の意見は大きく二分されていたのです。そこから私も様々な学習会に参加するようになり、これは神に与えられた命の尊厳を語る者として、決して譲れない問題であることを認識しました。そこから私たち夫婦も微力ながら反対運動にかかわっていました。また、所属する日本基督教団奥羽教区(青森、秋田、岩手三県)も1987年に開催された教区総会で反対決議を採択しました。

その後10年余りで転任して、埼玉にいた2011年には東日本大震災・福島第一原発の事故があり、改めて原発事故の恐ろしさを感じつつ、地域の平和運動の人たちと共に脱原発の輪を広げる活動に加わりました。一時は多くの賛同者がいたものの、原発推



進勢力の最終目標は核燃料サイクル施設のフル稼働であり、これが原発問題の要ともいるべき事柄なわけですが、そこを遠い地域ではなかなかピンと来てもらえない。また、青森の近隣地域ではカネの力に抑え込まれ、一向に完成することができないなりに、

### あきらめないことの持つ力 原告 / 長尾邦弘

働く場としての核燃施設を黙認せざるを得ないという地元の事情も知りながら、それを周囲に伝えきれない忸怩たる思いを引きずってきました。

2年前に、自分にとってたぶん最後になるであろう教会に赴任しました。それは岩手県の北、かつてと同じ教区しかも同じ地区内の教会です。これまで懸命に核燃サイクル問題に取り組み、闘ってきた八戸北伝道所の岩田雅一牧師が亡くなられたばかり。教区内でも反対運動に熱意を持っている人は非常に少なくなっているようでした。それでも、赴任した奥中山教会員の中に原発反対の声をあげ続けている人がいました。あきらめないことの力を感じ、背中を押されました。この教会では1990年代に三好鐵雄牧師を中心に切尔ノブイリ子ども基金の活動を熱心に展開され、保養プログラムなども行っていました。活動はその後も引き継がれており、福島第一原発事故の時にもいちはやく取り組みがなされていたのです。

そして今、自分にできることは何か。まことに遅ればせながら、まず、核燃サイクル阻止一人訴訟と関わり、宗教者核燃裁判の原告団のひとりとなろうと思いました。そして折あるごとに、これらの施設が著しく危険だけでなく、地域差別の問題であり、地球環境への大変な加害であり、今ある命、これからを生きる命の尊厳を傷つけるものであることを、一人の牧師・信仰者として発信したいと思っています。

年配の新参者です。どうぞ、よろしくお願いします。

(ながおくにひろ 日本基督教団奥中山教会牧師)